

鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書

シカ、イノシシ等が農作物や生態系に深刻な被害を与えている一方、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少しています。先の通常国会には、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の改正案（改正鳥獣保護法）が提出されてきました。改正案では、法律の目的に鳥獣の「保護」だけでなく「管理」の定義を規定するとともに、指定管理鳥獣に定められた鳥獣の集中的かつ広域的に管理を図る事業の創設、網やわなを使った猟の免許取得年齢の引き下げによる担い手の確保、認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設などを盛り込んでいますが、会期中に可決、成立をいたしました。

法改正によって今後鳥獣の捕獲体制が強化されることとなりますが、施行に当たっては、下記事項について十分に留意して実施されるよう強く要望します。

記

- 1 都道府県を越えて生息する鳥獣の保護・管理については、国が主導して広域的な対応を行うための仕組みを構築すること。
- 2 市町村への鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充させるほか、新設される指定管理鳥獣捕獲等事業が十分活用されるよう、実施計画を作成した都道府県に対しては、財政支援を行うこと。
- 3 捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、食肉加工場建設への補助や販売経路の確立、消費拡大への支援などを推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月26日

内閣総理大臣 殿
環境大臣 殿
農林水産大臣 殿
総務大臣 殿
厚生労働大臣 殿

静岡県藤枝市議会
議長 藪崎 幸裕